

工事請負契約における 設計変更ガイドライン (土木工事編)

令和8年3月
長岡市財務部契約検査課

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐に渡る目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約に係る長岡市建設工事請負基準約款第19条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続の認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

このことから、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図る必要がある。

このような背景のもと、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするため、「設計変更」、「工事一時中止等」、「設計照査」の相互に関連し、統合的な運用が求められている3つの項目を統合した、本ガイドラインを策定するものである。

令和8年3月
長岡市財務部契約検査課

※本ガイドラインでは以下の資料を引用・参照

- ・長岡市建設工事請負基準約款（以下「約款」という）
- ・新潟県土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という）

I 設計変更ガイドライン

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 - ◆土木請負工事の特徴
 - ◆発注者・受注者の留意事項
 - ◆策定の理由
 - ◆設計変更の現状

- 2 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・P4

- 3 設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・P5
 - 3-1 変更可能ケースの例・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - ◆設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
 - ◆設計図書の表示が明確でない場合
 - ◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 - 3-2 工事の一時中止について・・・・・・・・・・・・・・・・P7
 - ◆工事の一時中止を行った場合の手続き
 - 3-3 設計図書の照査・・・・・・・・・・・・・・・・P8
 - ◆設計図書の照査と関連する作業の位置付け
 - ◆「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

- 4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・P10

- 5 関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・P11
 - ◆指定・任意の適正な運用
 - ◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決
 - ◆指定と任意の考え方

II 工事一時中止等に係るガイドライン

- 1 工事一時中止等に係るガイドライン策定の背景・目的・・・・・・・・P17
 - ◆工事発注の基本的考え方
 - ◆工事発注の現状
 - ◆現状における課題
 - ◆ガイドラインの策定

2	工事の一時中止に係る基本フロー	P18
3	発注者の中止指示義務	P19
4	工事を中止すべき場合	P20
5	中止の指示・通知	P21
6	基本計画書の作成	P22
7	工期短縮計画書の作成	P23
8	請負代金額又は工期の変更	P24
9	増加費用の考え方	P25
	(1) 本工事施工中に中止した場合	
	(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）	
	(3) 契約後準備工着手前に中止した場合	
	(4) 準備工期間中に中止した場合	
10	増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	P32
	参考資料	P33
	・増加費用の費目に係る積算の内容	
	・参考様式	

Ⅲ設計照査ガイドライン

1	「設計図書の照査」の基本的考え方	P41
	(1) 「設計図書の照査」に係る規定について	
	(2) 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け	
	(3) 設計図書の訂正又は変更に必要な期間	
	(4) 「設計図書の照査」の範囲を超える場合の取扱いについて	
2	設計図書の照査項目及び内容	P45
3	土木設計図書の照査項目チェックリストの活用について	P48

I 設計変更ガイドライン

I 設計変更ガイドライン

1 策定の背景

◆土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物が、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初予算時に予見できない事態に備え、(例: 土質・湧水等の変化) その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

◆発注者・受注者の留意事項

発注者

設計積算にあたって、「施工条件総括表」に、工事内容に関する項目については、必ず条件明示するよう徹底する。



受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

◆策定の理由

予め設計変更業務の改善を図るためには、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。



設計変更における課題と留意点を「本ガイドライン」としてまとめた。

◆設計変更の現状

契約図書に明示されている事項



契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。

任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項



任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、その変更対応が問題となっているケースがある。

※契約図書とは、契約書、標準仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。

I 設計変更ガイドライン

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

○設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

○発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

○「承諾」で施工した場合

○約款・標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
(約款第19条～25条、標準仕様書1-1-1-17～1-1-1-19)

○正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

I 設計変更ガイドライン

3 設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

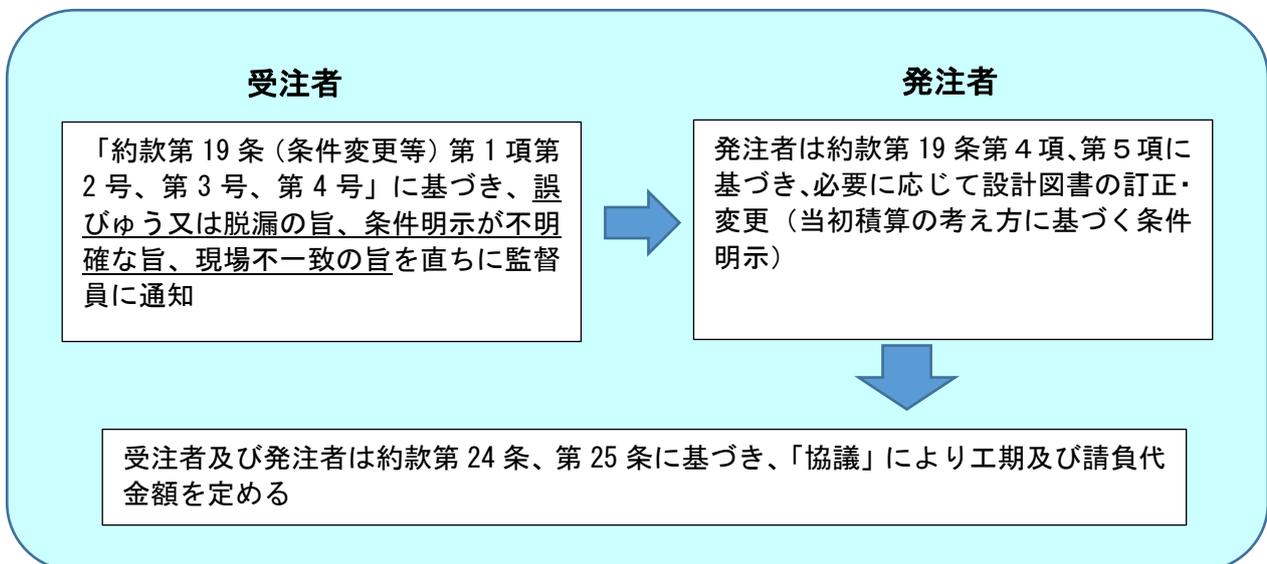
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）

I 設計変更ガイドライン

3—1 変更可能ケースの例

- ① 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合（約款第 19 条第 1 項第 2 号）
- ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、
土質に関する一切の条件明示がない場合
イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、
地下水位に関する一切の条件明示がない場合
ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、
交通誘導警備員についての条件明示がない場合
- ② 設計図書の表示が明確でない場合（約款第 19 条第 1 項第 3 号）
- ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ③ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（約款第 19 条第 1 項第 4 号）
- ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
ウ. 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
オ. 第 3 者機関等による制約が課せられた場合

<手続きフロー>



I 設計変更ガイドライン

3-2 工事の一時中止について

◆工事の一時中止を行った場合の手続き（約款第21条）

『II 工事一時中止等に係るガイドライン』を参照（P17）

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

◇中止がごく短期期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

○増加費用

工事用地等を確保しなかった場合、暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

○損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの、事情変更により生じたもの
※増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

■増加費用の範囲

◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

◆増加費用等の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。

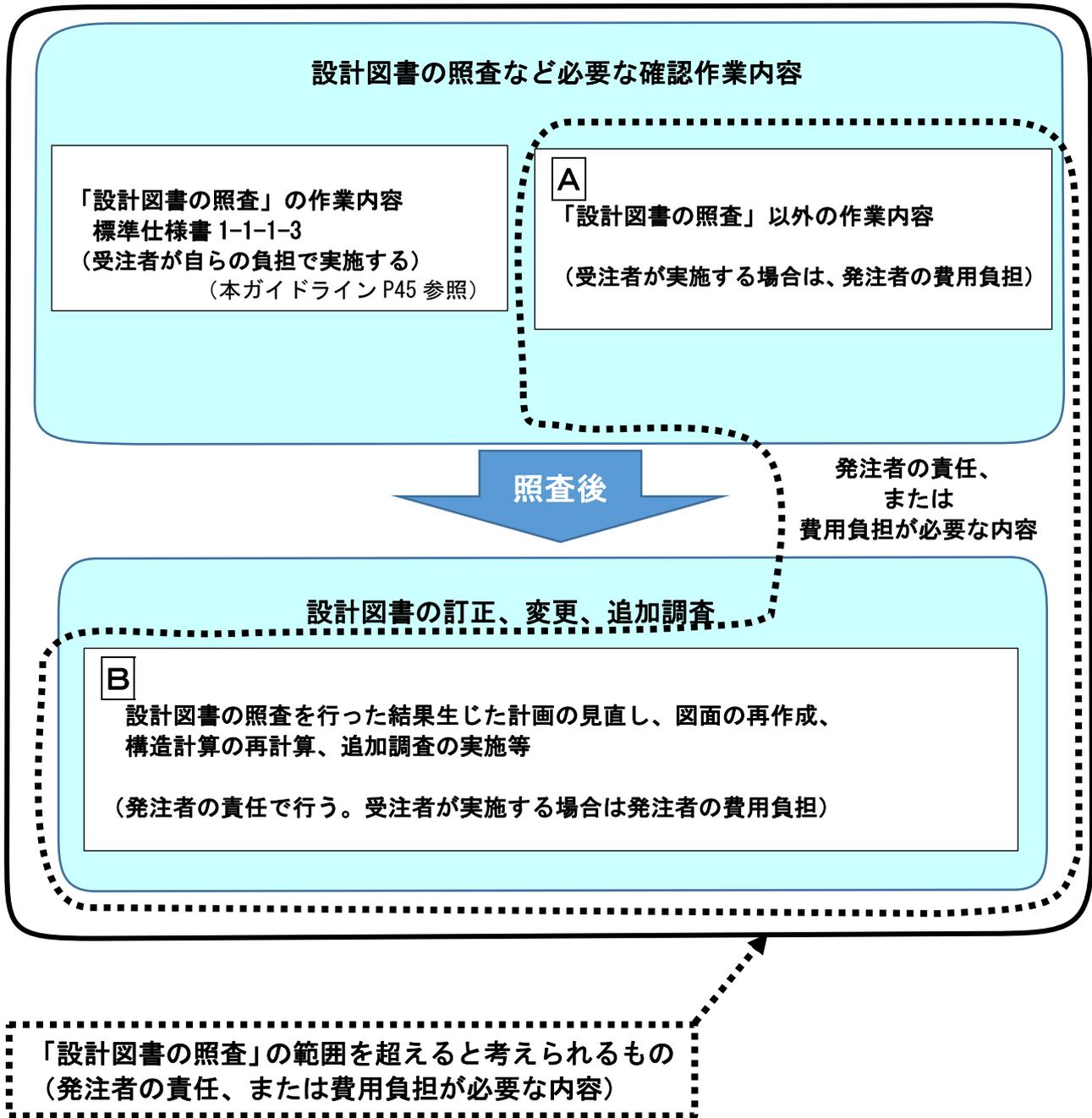
◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

I 設計変更ガイドライン

3—3 設計図書の照査

◆設計図書の照査に関連する作業の位置付け



設計変更に必要な資料作成を受注者が実施する場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するための必要な資料の作成について書面により協議し合意を図った後、発注者が具体的な指示を行う。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

なお、受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの(図「」内のA、B)について、次頁に具体例を示す。

I 設計変更ガイドライン

3—3 設計図書の照査

◆「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

Aに該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う設計委託業務で行うべき照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しや、その工事費の算出。

Bに該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装修繕工事で標準仕様書「3—1—6—15 路面切削工」「3—1—6—17 オーバーレイ工」「8—13—4—5 切削オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計において縦横断図が、
 - ・示されている場合⇒その修正を行うことは照査の範囲を超える。
 - ・示されていない場合⇒発注者の責任又は費用負担で縦横断設計を行い、標準仕様書の記載事項は設計照査に含まれる。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑮ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑯ 照査の結果必要となった追加調査の実施。
<例>・ボーリング調査
 - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
 - ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
 - ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
 - ・移設不可能な埋設物対策
 - ・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑰ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

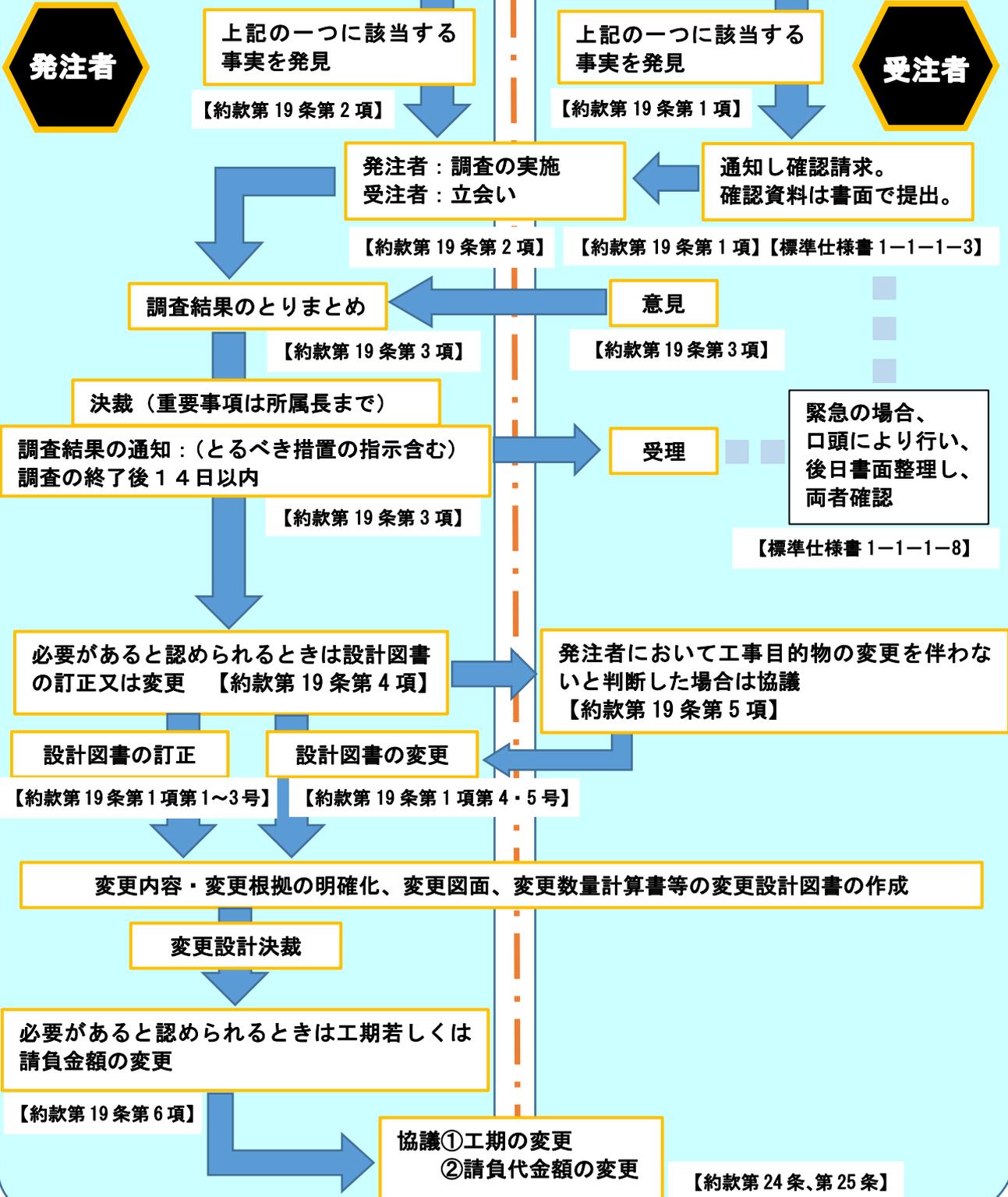
注1) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

I 設計変更ガイドライン

4 設計変更手続きフロー

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤びゅう、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

【約款第 19 条第 1 項】



I 設計変更ガイドライン

5 関連事項

◆指定・任意の適正な運用

・指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

○任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

○任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

○ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。
(変更の対象としない)



発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするよう注意が必要。
※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているのに、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

I 設計変更ガイドライン

5 関連事項

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・工事の入札にあたっては、入札公告又は指名通知書、図面、特記仕様書、工事数量総括表、参考資料、約款等をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・設計図書等について疑義があるときは、質問回答書により回答を求めることができる。

【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図の対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。(標準仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等)

I 設計変更ガイドライン

5 関連事項

◆指定と任意の考え方

		指定	任意
設計図書		仮設、施工方法などを設計図書に具体的に明示したもの	仮設、施工方法について図面等で示さないもの
建設機械の機種及び規格		騒音、振動規制法に関する機械及び特記仕様書で指定したもの	左の制約以外すべて受注者の任意
工事標識等安全施設費		特記仕様書等で指定した交通誘導警備員及び当該工事場所に特別に指定したもの	左以外のものは受注者の任意
施工方法の変更		発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意
設計変更の取り扱い	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する	設計変更しない
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する	設計変更する
その他		<指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

指定と任意の考え方については、以下の資料も参考活用して適正な積算を行うよう努めること。

- ・国土交通省北陸地方整備局「土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集」
- ・新潟県土木部「指定・任意の適切な運用について」

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

1. 工事一時中止等に係るガイドライン策定の背景・目的

◆工事発注の基本的考え方

- ・工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議等、すぐに着手をできる準備を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

- ・円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

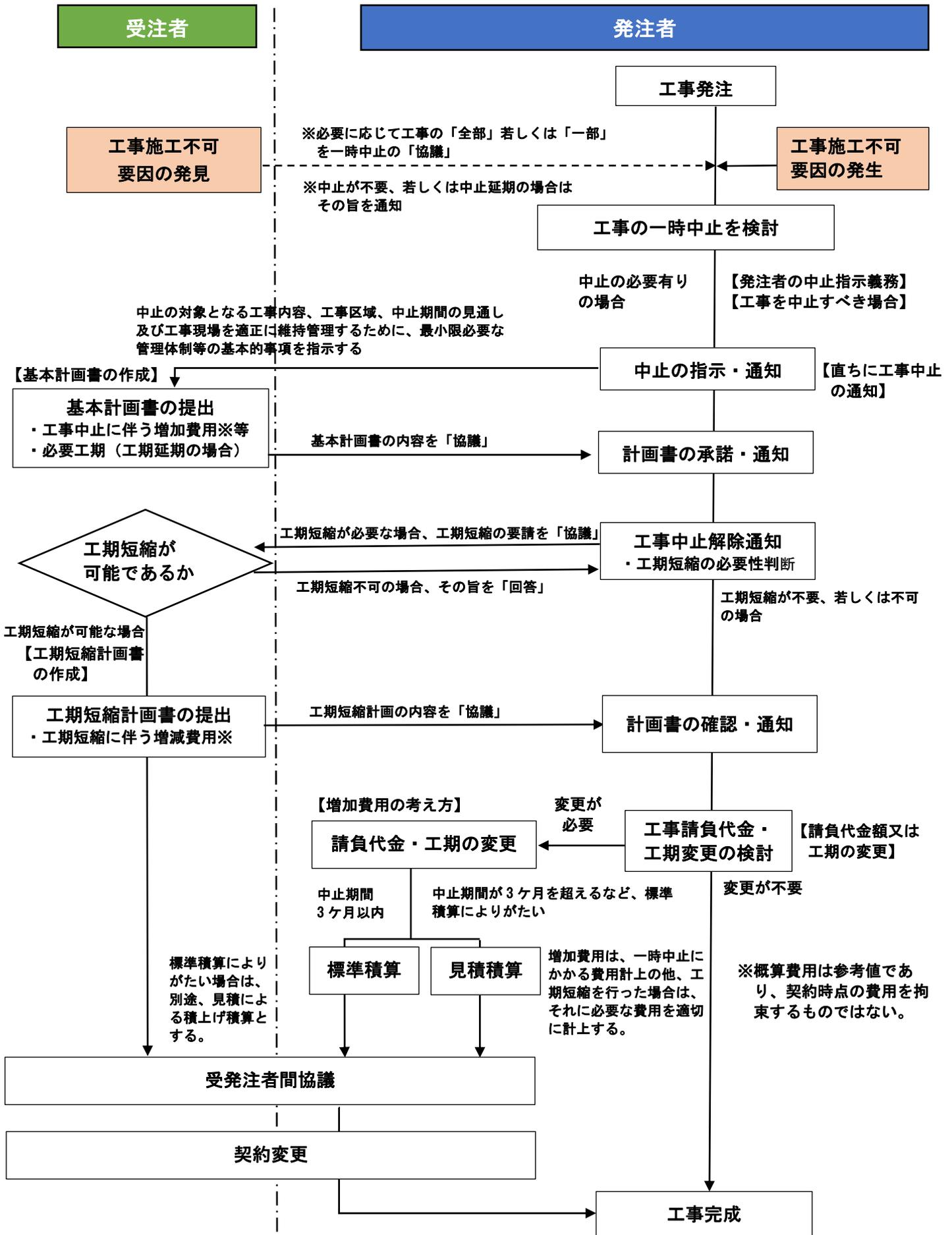
- ・各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の途中で受注者の責に帰すことができない事由により施工ができなくなった工事については、発注者は工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- ・しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘もあるようである。

◆ガイドラインの策定

- ・これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

II 工事一時中止等に係るガイドライン

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

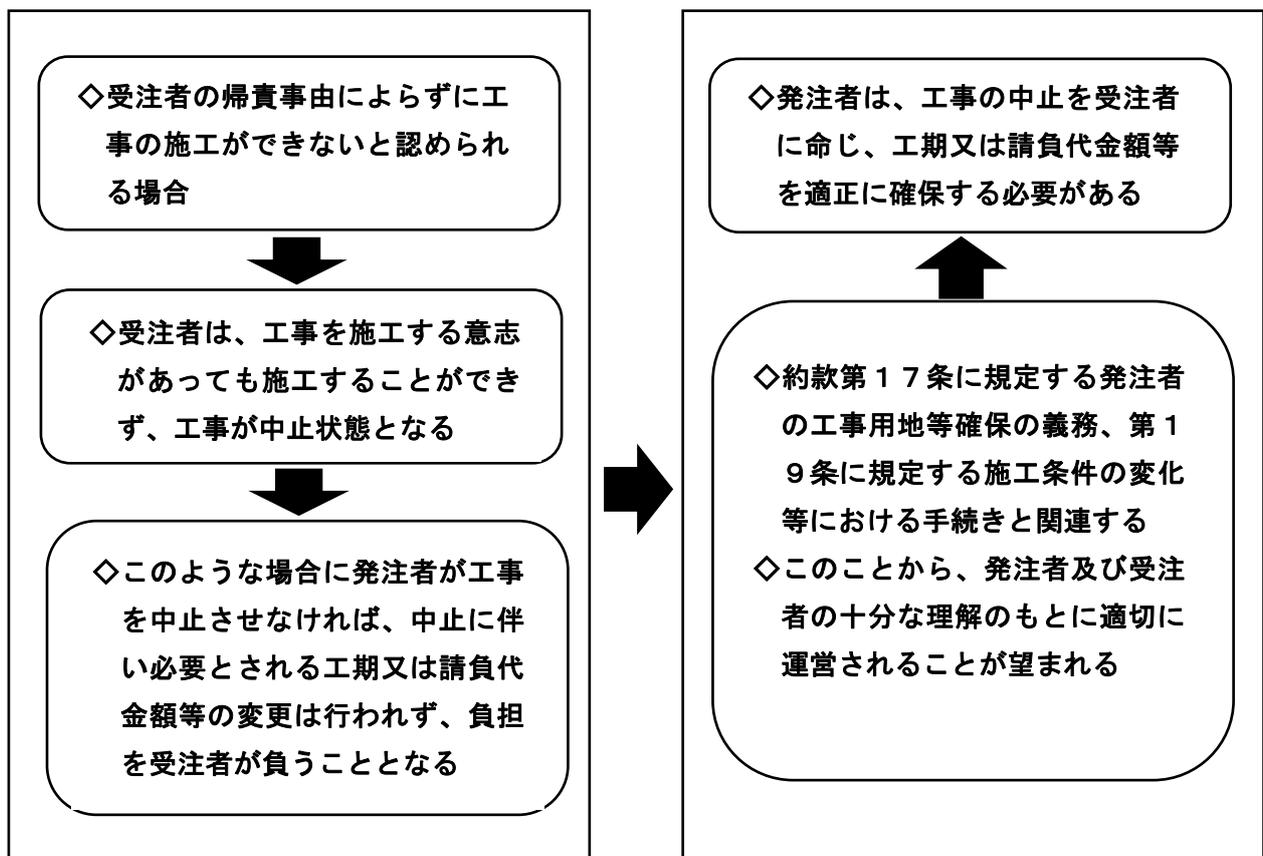
3. 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工ができないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

【約款第21条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

※主たる部分以外であっても、工事が施工できないと認められる場合には、中止を命じる必要がある。



注) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては、以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、約款（受注者の解除権）第46条第2項第2号を準拠して、「延期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

4. 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【約款第21条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要あると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（約款第17条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款第19条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

5. 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【約款第21条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

■発注者の中止権

◇発注者は「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断による。

◇発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。

■受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

■工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時間を通知する必要がある。

◇発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の要因が解消し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

6. 基本計画書の作成

◆受注者は、施工を一時中止する場合、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

【標準仕様書 1-1-1-17】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

■記載内容

◇基本計画書作成の目的

◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項

◇工事再開に向けた方策

※受注者の責に帰することができない工期延期が必要な場合は、必要工期も記載

◇工事一時中止に伴う増加費用（※及び算定根拠）

◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※費用は概算の参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。

■管理責任

◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

◇受注者は、基本計画書においてこの管理責任に係る旨を明らかにする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

■記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と縮小期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

■工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に基づいて施工し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める。
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

8. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

【約款第21条】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延長することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の適用及び範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び本支店における増加費用とする。

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

■増加費用として積算する範囲

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の転入に要する費用等

中止により工期延長となる場合の費用

- ◇工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

本支店における増加費用

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費の対象とすることにより、増加費用を計上する。

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの→【増加費用を見込む】

（例）●工種を追加したが工期延長せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの→【増加費用を見込まない】

（例）●工種の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの→【増加費用を見込む】

（例）●想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数が見込めず工期延長が必要であるが、何らかの事情により、工期延長ができない場合

●自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延長せず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、約款第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

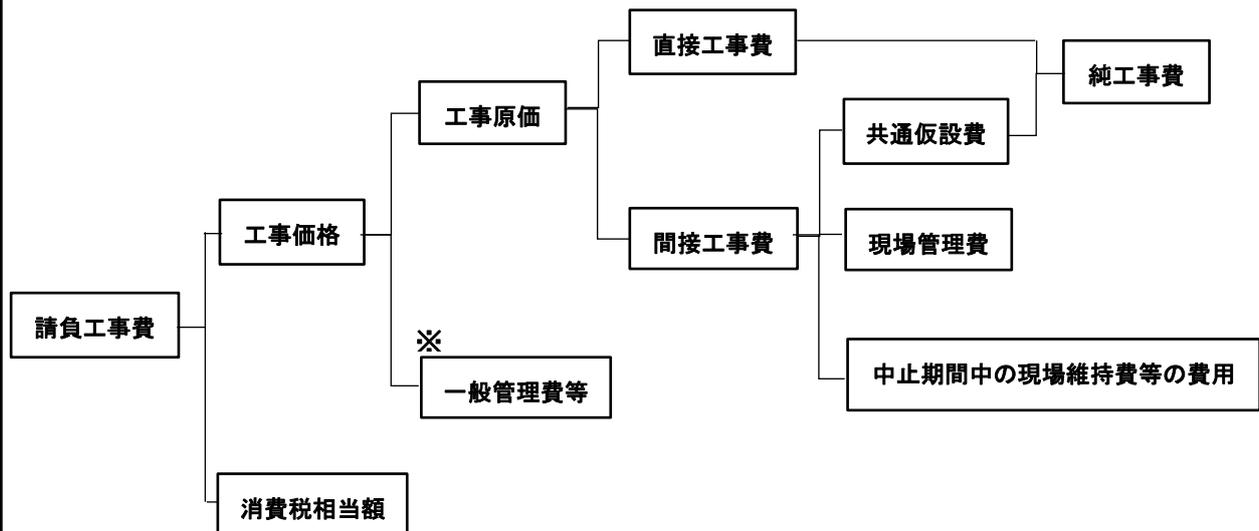
Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

■増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

注) 一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、中止期間3ヶ月※1以下は標準積算により算定する。
(標準積算の算定方法は、積算基準〔県版〕第1編総則第10章のとおり)
ただし、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な維持工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積※2を求め、受発注者協議を行い増加費用を算定する。

※1 標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから「中止期間3ヶ月以下」としている。

※2 見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、工事現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 約款の（工事用地の確保等）第17条第2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

(4) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
(積算は受注者から見積を求め行う。)

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

II 工事一時中止等に係るガイドライン

■ 増加費用の費目に係る積算の内容（1 / 3）

（1）現場における増加費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止中に作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

（ここでいう費用は、迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用を指す。）

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

㉠ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ることに等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

㉡ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められたものに係る準備費用

II 工事一時中止等に係るガイドライン

■ 増加費用の費目に係る積算の内容（2 / 3）

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

■ 増加費用の費目に係る積算の内容（3 / 3）

ラ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ロ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

- (2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

- (3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

II 工事一時中止等に係るガイドライン

■参考様式

	第 号 令和 年 月 日
(発注者名) 様	
	受注者名
工事の一時中止に伴う工事現場の維持・管理 に関する基本計画書について（提出）	
令和 年 月 日付け 第 号で工事一時中止通知のあった下記 の工事について、別紙のとおり基本計画書を提出いたします	
記	
1 工事名：	
2 現契約期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日	

	別紙
工事の一時中止に伴う工事現場の維持・管理等に関する基本計画書	
1 基本計画書作成の目的	
2 中止時点における確認内容	
(1) 中止する工種の出来高	
(2) 職員の体制	
(3) 労務者数	
(4) 搬入材料	
(5) 建設機械器具等	
3 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること	
4 中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること	
5 中止した工事現場の管理責任に関すること	
6 工事再開に向けた方策	
※受注者の責に帰することができない工期延期が必要な場合は、必要工期も記載する。	
7 基本計画書に変更が生じた場合の手続き	
8 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠	
※増加費用の計上が必要な場合	

Ⅱ 工事一時中止等に係るガイドライン

■参考様式

	第 号 令和 年 月 日
(発注者名) 様	
	受注者名
工事の一時中止に伴う工期短縮計画書について（提出）	
下記工事に対する令和 年 月 日付けの協議については工期短縮が可能のため、別紙のとおり工期短縮計画書を提出いたします。	
記	
1 工事名：	
2 現契約工期：令和 年 月 日～令和 年 月 日	
3 中止期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日	

	別紙
工事の一時中止に伴う工期短縮計画書	
1 工期短縮計画書	
（1）施工内容	
（2）施工体制	
（3）計画工程	
（4）安全衛生計画等	
2 工期短縮のために実施する施工内容の必要性	
※契約金額が増加する場合、増加費用及び算定根拠も記載する。	

Ⅲ 設計照査ガイドライン

Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

(1) 「設計図書の照査」に係る規定について

約款第19条（条件変更等）及び標準仕様書第1編1-1-1-3設計図書の照査等においては、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担により行うこととなっている。

約款第19条（条件変更等）（抜粋）

（条件変更等）

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、前項の規定による監督員の調査の結果を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査の結果（これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該監督員の調査が修了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

標準仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

1-1-1-3 設計図書の照査等（抜粋）

2 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告するとともに、事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。・・・（受注者の負担により実施）

Ⅲ 設計照査ガイドライン

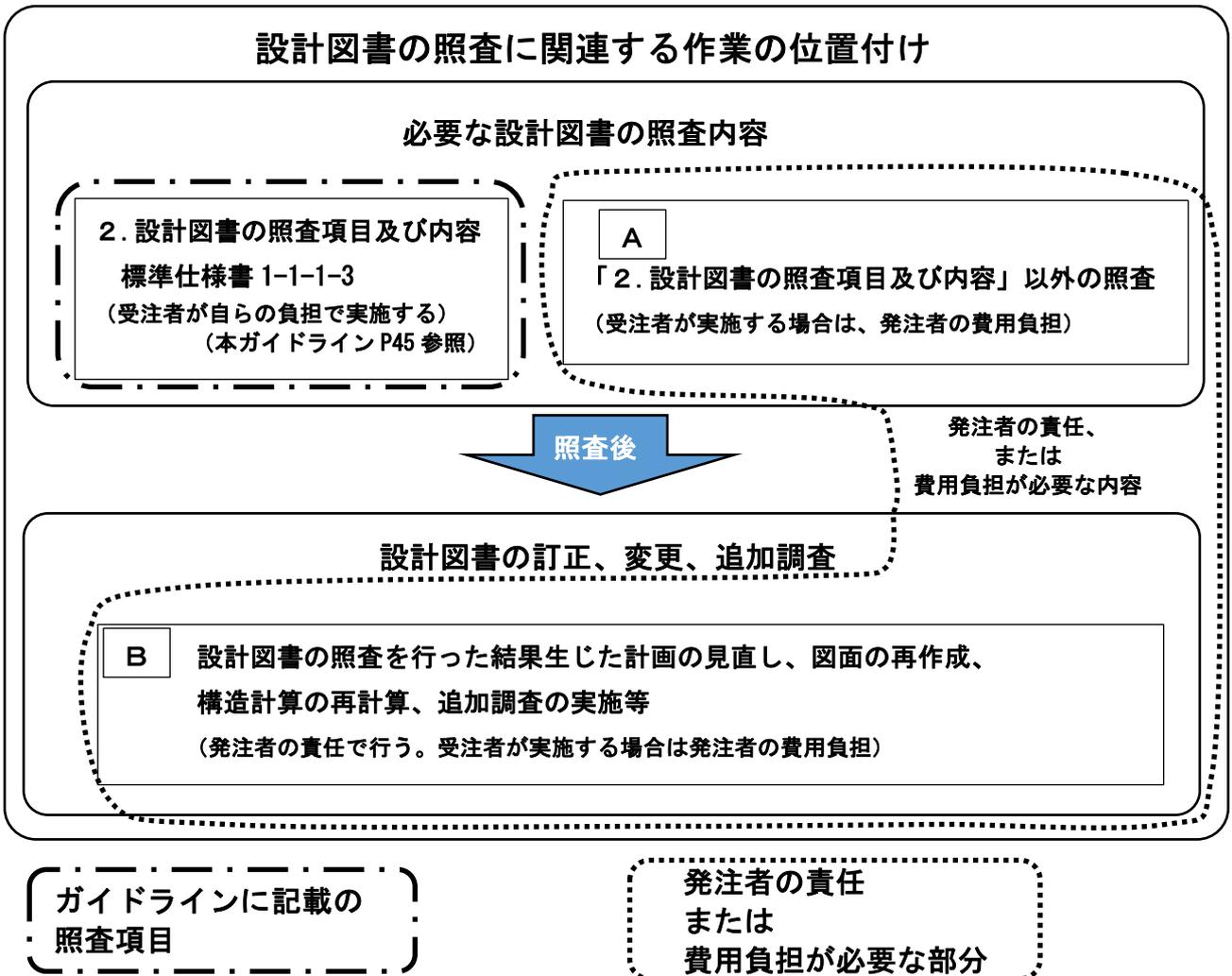
(2) 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け

受注者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には、「2. 設計図書の照査項目及び内容」を自らの負担により実施する。

これ以外の内容について受注者が照査を行う場合、要する費用は発注者の負担とする。

また、設計図書の照査によって、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

それぞれの作業の位置付けを下图に示す。



設計変更に必要な資料作成を受注者が実施する場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するための必要な資料の作成について書面により協議し合意を図った後、発注者が具体的な指示を行う。
- ③発注者は書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

なお、受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの

(図 内の A、B) について、次頁に具体例を示す。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

◆「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられる事例

Aに該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う設計委託業務で行うべき照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しや、その工事費の算出。

Bに該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装修繕工事で標準仕様書「3-1-6-15 路面切削工」「3-1-6-17 オーバーレイ工」「8-13-4-5 切削オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計において縦横断図が、
 - ・示されている場合⇒その修正を行うことは照査の範囲を超える。
 - ・示されていない場合⇒発注者の責任又は費用負担で縦横断設計を行い、標準仕様書の記載事項は設計照査に含まれる。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑮ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑯ 照査の結果必要となった追加調査の実施。
<例>・ボーリング調査
 - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
 - ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
 - ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
 - ・移設不可能な埋設物対策
 - ・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑰ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

注1) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

(3) 設計図書の訂正又は変更に要する期間

約款において、19条第3項に定める調査結果の通知については、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(4) 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

2. 設計図書の照査項目及び内容

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。

No.	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	設計図書における明示事項に不足がないかの確認
		1-2	設計図書における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し、確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6	測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7	標準仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者に及ばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか

Ⅲ 設計照査ガイドライン

No.	項目	主な内容	
3	現地踏査	3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか
		3-10	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか
3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか		
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認

Ⅲ 設計照査ガイドライン

No.	項目	主な内容	
4	設計図	4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 ・ 下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・ 本体と付属物の取り合い等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁厚 ・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・ 使用材料 ・ その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象

Ⅲ 設計照査ガイドライン

3. 土木工事設計図書の照査項目チェックリストの活用について

受注者は、約款及び標準仕様書の規定により、施工前及び施工途中において「設計図書の照査」を実施することになるが、この「設計図書の照査」に際しては、「2. 設計図書の照査項目及び内容」に基づき照査を行うこととし、その照査結果については、次頁に示す照査項目チェックリストを打合せ簿に添付して監督員に報告するものとする。

(1) 照査項目チェックリストの作成手順

- ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。
なお、施工前には確認できないが将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ② 照査を完了した項目について、「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。
- ③ 照査を完了した項目について、約款第19条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。
- ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督職員に提出し、照査状況および結果を報告する。
その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督職員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

(2) 照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

- ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。
- ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体の確認項目を明確にしておく。
- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。
ただし、工事によっては照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除することは行わないこと。

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考	
			有	無	済	日付	有	無		
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	設計図書における明示事項に不足がないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		1-2	設計図書における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-3	浚渫工の施工において、湧水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-4	地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-6	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-7	標準仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-8	設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-12	設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3	現地踏査	3-10	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか	<input type="checkbox"/>									
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか	<input type="checkbox"/>									
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか	<input type="checkbox"/>									
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか	<input type="checkbox"/>									
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか	<input type="checkbox"/>									
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認	<input type="checkbox"/>									
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか	<input type="checkbox"/>									
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか	<input type="checkbox"/>									
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか	<input type="checkbox"/>									
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着事前に現状地盤を確認したか	<input type="checkbox"/>									
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか	<input type="checkbox"/>									
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか	<input type="checkbox"/>									
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)	<input type="checkbox"/>									
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認(法線、築堤護岸、付属構造物等)	<input type="checkbox"/>									
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	<input type="checkbox"/>									
		4-6	構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認	<input type="checkbox"/>									
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)	<input type="checkbox"/>									
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認	<input type="checkbox"/>									
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・一般平面図と縦断面図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) ・本体と付属物の取り合い 等 	<input type="checkbox"/>									
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・使用材料 ・その他 	<input type="checkbox"/>									
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認	<input type="checkbox"/>									
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認	<input type="checkbox"/>									

4	設計図	4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認	<input type="checkbox"/>					
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象	<input type="checkbox"/>					
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認	<input type="checkbox"/>					
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認	<input type="checkbox"/>					
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認	<input type="checkbox"/>					
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認	<input type="checkbox"/>					
		6-2	設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象	<input type="checkbox"/>					
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象	<input type="checkbox"/>					